



牧之原市消防団新入団員募集！

牧之原市消防団は、現在472人で活動しています。市民の安全安心のため、地域防災の中核を担っています。

「消防団Q&A」

Q 消防団はどんなことをするの？

A 消火活動、風水害対応、花火大会警備、防災訓練などの地域活動のほか、さまざまな行事に参加します。

Q 消防団に入るためには？

A 市内に居住、勤務、在学する人で、年齢が18歳以上なら、誰でも入ることができます。

Q 仕事で忙しい場合は？

A もちろん仕事や学業を優先してください。団員は、仕事や学業と両立し、家庭の協力を得ながら、空いた時間で活動しています。

Q 消防団はボランティアなの？

A 消防団員は非常勤特別職の地方公務員です。活動に必要な資機材は無償で貸与され、活動年数に応じた退職報奨金が支給されます。公務災害補償など福利厚生も充実しています。

Q 消防団に入って良かったことは？

A 地域や仲間とのつながりができます。学生時代の同級生や先輩・後輩と再会したり、消防団を通じて新しい仲間ができます。

女性消防隊

牧之原市消防団女性消防隊を知っていますか？

女性消防隊は、火災現場へ向かう男性消防団員とは違い、女性ならではの視点から地域に貢献する活動をしています。

女性消防隊では、新入団員を随時募集しています。ぜひ入隊して、私たちと一緒に活動してみませんか。



出初め式式典(過去の様子)

①災害情報テレフォンガイド

市内で発生した火災などによる消防署の出動情報を入手できます。

☎018(099)5678

*通話料金が発生します。
*一部の電話では利用できない場合があります。

②まきのはらTeaメール・LINE公式アカウント

建物・山林火災情報については、メールとLINEで配信しています。

▼まきのはらTeaメール

左のアドレスを直接入力するか、下記QRコードを読み取り、空メールを送って登録してください。

✉bousai.makinohara-city@aiden2.kaiwork.jp

▼LINE公式アカウント

「アカウント名」牧之原市と検索するか、下記QRコードを読み取り、友だち登録してください。



まきのはらTeaメール



LINE公式アカウント

③夜警巡視にご協力を

消防団では、夜警巡視を12月から2月末まで実施し、火災の発生予防および早期発見に取り組んでいます。夜間に警鐘を鳴らした消防車輦で巡回しますので、ご理解とご協力をお願いします。巡視期間や時間帯は、地域により異なります。

④新春出初め式

令和4年牧之原市消防団出初め式を執り行います。1年の無火災・無災害を祈願します。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、式典を中止する場合があります。

日時 令和4年1月9日(回)

午後2時
場所 相良中学校

メッセージ

第8分団から (大江区・片浜区)

いまむら しんや 分団長 今村 晋也



私たち第8分団は、大江区・片浜区を管轄しており、「自らの地域は、自ら守る」を胸に、35人で消防団活動を行っています。

本年は新型コロナウイルスの影響により、短時間集中で訓練を行っています。災害はいつ起こるかわかりません。最近では竜巻被害が記憶に新しく、災害が多様化しており、消防団が必要とされることが多くなっていると感じています。

市民の生命財産を守るため、私たちと生まれ育った地域を守っていきませんか。

第3分団新入団員から

ら ち けいた 団員 (坂部区) 良知 恵太



入団のきっかけは、社会人になり地域に貢献できることがしたいと考えたことです。入団前は「自分にできるだろうか」と不安もありましたが、実際に入団してみると、分団長をはじめ先輩団員の皆さんはとても優しく、楽しく活動しています。消防団員として責任感を持ち、地域に貢献できるよう、一生懸命活動していきます。

「具体的な活動例」

● 応急手当普及員の資格を取得し、地域で応急救護普及活動を実施

● 幼稚園、保育園をまわり、子どもたちへ花火の安全な遊び方を教える花火教室を実施

● 全国女性消防団員活性化大会への参加

● 辞令交付式や出初め式など消防団式典への参加

● その他、夜警巡視など啓発活動や広報活動を実施



市内保育園での花火教室

準中型自動車運転免許

平成29年3月12日に新たに施行された、「普通免許」と「中型免許」の間に当たる新しい運転免許の種類。この免許を取得することで、車両総重量7.5トン未満、最大積載量4.5トン未満の車両を運転することができます。

準中型自動車運転免許取得事業費補助制度

(例) 免許取得費用 15万円

牧之原市から 10万円の補助

静岡県消防協会から 5万円の補助

実質負担額ゼロ

平成29年3月12日の法律改正により、普通免許で運転可能な車両総重量が3.5トンに変更されました。そのため、法改正後に取得した普通免許では、市消防団で所有する3.5トン以上の消防車両を運転することができなくなりました。そこで市では、消防団員を対象として、準中型自動車運転免許取得費用の補助制度を創設しました。その他、静岡県消防協会の補助制度も併せて利用できます。

準中型自動車運転免許の取得費用を補助します



消防団協力事業所制度を知っていますか

市では、牧之原市消防団に積極的に協力している事業所や団体に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付しています。

消防団協力事業所になるには

次の要件を1つ以上満たすことで、協力事業所になることができます。

- ▼従業員が消防団員として、1人以上入団している。
- ▼従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
- ▼災害時などに事業所の資機材などを消防団に提供するなど協力をしている。
- ▼事業所に機能別分団などを設置している。
- ▼その他、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

*申請時に消防関係法令遵守状況について消防署の立入検査があります（2年ごとに更新が必要）。

消防団協力事業所になると

「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（消防団応援条例）」によ

り、消防団活動に協力する事業所は、事業税の軽減措置を受けることができます。

控除内容

各事業年度の事業税の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度）

対象

次の要件を満たす、知事の認定を受けた法人（資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人または出資金の額が1億円を超える特別法人に限る。）または個人

- （1）県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の全てが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること。
- （2）県内の事業所等における使用人などのうち、消防団員が1人以上（出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人以上）いること。
- （3）消防団活動に配慮した規程（就業規則など）を整備していること。

■牧之原市消防団の活動に協力している消防団協力事業所

事業所名	所在地
株式会社加藤組	牧之原市静波1637番地
セコム株式会社榛原営業所	牧之原市静波70番地9 第5 YAMAMOTOビル
株式会社ハイナン	牧之原市静波121番地
有限会社榛原クリーンサービス	牧之原市細江1224番地1
株式会社木村組	牧之原市細江1563番地
株式会社松浦組	牧之原市細江3212番地1
有限会社大石建材	牧之原市坂部2919番地1
水野建設工業株式会社	牧之原市東萩間2918番地2
山本電機株式会社	牧之原市勝間684番地3
有限会社木下組	牧之原市勝田1258番地
株式会社明建	牧之原市女神21番地2
有限会社Y K電気	牧之原市大寄201番地1
相良建設株式会社	牧之原市大江33番地2
株式会社クボパン	牧之原市大江598番地3
大石電設株式会社	牧之原市地頭方148番地1
本目商事株式会社	牧之原市地頭方935番地9
共和建設株式会社	牧之原市地頭方2194番地8
株式会社鈴木土建	牧之原市堀野新田161番地
株式会社望月塗工	御前崎市白羽5713番地11
東遠ガス溶材株式会社	吉田町片岡2206番地の1

健康

新型コロナウイルス

追加接種（3回目接種）についてお知らせします

問い合わせ 健康推進課 ☎（23）0024

新型コロナウイルスを2回接種した場合でも、時間の経過とともにワクチンの有効性が低下する可能性があります。このことから、国が追加接種（3回目接種）の実施について方針を示し、本市でも、国の方針に基づき接種体制を構築します。

接種対象者

- ▼2回目接種を完了した日から、原則8カ月以上経過した人
- ▼18歳以上の人

接種が受けられる時期

- ▼令和4年9月30日まで（予定）
- *3回目接種を希望する人は、令和4年1月30日までに、2回目接種を終了するようにしてください。

実施方法

- ▼個別接種Ⅱ市内医療機関
- ▼集団接種Ⅱ静波体育館
- *医療従事者は勤務している医療機関または医師会単位などで、施設入所者は施設医などと調整して実施予定です。

使用ワクチン

▼当面はファイザー社ワクチンを使用します（今後は、武田／モデル

ナ社ワクチンも使用予定）。

- ▼初回接種（1回目・2回目接種）と追加接種（3回目接種）は異なるワクチン（ファイザー社ワクチンまたは武田／モデルナ社ワクチン）で接種することができます。

接種券の発送

医療従事者から順に、8カ月以上経過した人へ接種券を発送します（2週間ごとに発送予定）。接種券がお手元に届き次第、電話もしくは予約サイトから予約してください。

- *施設に入所している高齢者の接種券は、施設ごとにお渡しします。
- *2回目接種の後に牧之原市に転入した人は、市に接種記録がないため、接種を希望する場合は申請をお願いします。詳しくは市ホームページを確認してください。

その他

- ▼接種できる医療機関や日程などについては、決まり次第、市ホームページや広報まきのほらなどでお知らせします。
- ▼1・2回目の接種をしていない人は、佐故医院と田形内科医院で接種できます。予約サイトから予約してください。

税金

1月1日現在の固定資産所有者に課税されます

固定資産税についてお知らせします

問い合わせ 税務課 小林孝明・山口佑介 ☎（23）0035

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税される地方税です。年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。

この税は、市税全体の約半分以上を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者となります。

税額の算出方法

固定資産税の税額は「課税標準額×税率」により算出されます。

税率と課税標準額について

本市における固定資産税の税

率は1.4%です。

課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）と同じになります。ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて評価を行っています。

【土地】

地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林や原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。

【家屋】

完成した家屋の構造材や外装、内装などに評点を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

【償却資産】

資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。